

令和 3 ～ 6 年度

物品・業務委託等入札参加等資格審査申請要領

令和 3 ～ 6 年度に呉市が発注する物件の買入れ及び借入れ、製造及び修繕の請負、業務の委託等に係る契約（工事等の請負及び建設コンサルタント業務等の委託に係る契約を除く。）に関して一般競争入札若しくは指名競争入札に参加し、又は随意契約の相手方となることを希望する事業者は、次の要領で資格審査を申請してください。

1 申請者に必要な条件

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- （２）継続して 1 年以上その事業を営んでいること。
- （３）営業上必要とする許可、登録等を有していること。
- （４）呉市税及び消費税を適正に納付していること。

2 資格審査申請の方法

入札参加等資格審査申請書、添付書類、返信用封筒（宛名等記入・切手貼付したもの）及び申請書受付票を申請受付期間・時間内に申請場所へ持参又は郵送の方法により提出してください。

- ※ 申請書及び添付書類は、整理の都合上、綴じ込まずに提出してください。
（無色のクリアホルダーに入れて提出していただければ大変助かります。）

3 申請受付期間・時間

- 第 1 回：令和 3 年 5 月 10 日から 5 月 21 日まで
- 第 2 回：令和 3 年 7 月 5 日から 7 月 16 日まで
- 第 3 回：令和 3 年 10 月 4 日から 10 月 15 日まで
- 第 4 回：令和 4 年 2 月 14 日から 2 月 25 日まで
- 第 5 回：令和 4 年 5 月 9 日から 5 月 20 日まで
- 第 6 回：令和 4 年 9 月 5 日から 9 月 16 日まで
- 第 7 回：令和 5 年 2 月 6 日から 2 月 17 日まで

- ※ 上記の期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）において、午前 9 時から午後 5 時まで

- ※ 期間・時間ともに厳守してください。郵送による申請の場合も受付期間内必着を受付の条件とします。受付期間後は市長等が特に必要と認める場合を除き申請を受理しません。

- ※ 第 8 回以降の受付については、別途お知らせします。

4 申請場所

〒737-8501 呉市中央 4 丁目 1 番 6 号

呉市財務部契約課用度契約グループ（呉市役所 7 階） 電話：0823-25-3118

5 申請書受付票

物品・業務委託等入札参加等資格審査申請書受付票は、申請のために必要な書類の一覧表となっています。受付票の申請者確認欄に印を付けながら、必要書類をそろえてください。申請者が確認の印を付けた受付票を申請書等と一緒に提出してください。

6 申請書（用度様式 1-1 ～ 1-3）の記入について

（１）用度様式 1-1

- ア 申請者（本店代表者）（申請者全員記入）

本店所在地（住所）、商号、代表者氏名は登記記載事項のとおり記入し、印鑑証明書

の印影と同じ実印を押印すること。

入札指名等連絡先は、呉市からの指名通知を直接受ける担当部署・電話番号（指名通知はこの電話番号以外には行いません。）を記入すること。

イ 代理人（該当する場合のみ記入）

呉市との契約に係る入札及び見積り並びに契約の締結に関する権限を委任した代理人を選任する場合のみ記入すること（それ以外の代理人は記入しないこと。）。

入札指名等連絡先の記入については、アの説明参照

ウ 営業年数・創業年月（申請者全員記入）

営業年数は1年未満切捨てで記入してください。

創業と登記上の会社成立等の年月が違う場合には、それぞれ記入してください。

営業年数が1年未満の場合は、申請に必要な条件を満たしません。

エ 常勤従業員数（申請者全員記入）

申請日において在籍する常勤の従業員数について、全体人数とそのうち呉市内事業所に配属されている者の人数を記入すること。

オ 売上高（申請者全員記入）

売上高の金額は、添付書類の損益計算書の売上高（法人の場合）や確定申告書の収入金額（事業）等（個人の場合）を記入すること。千円未満は切捨て

カ 記載担当者（申請者全員記入）

呉市から今回の申請内容について問い合わせる場合の連絡先・担当者を記入すること。
入札指名等連絡先と一致させる必要はありません。

（２）用度様式１－２

入札参加等希望品目・業種表（申請者全員記入）

別紙の令和３～６年度品目・業種分類一覧表を参考に、希望する品目・業種の分類番号・名称を選んで表内の記入欄に○を記入すること。

「その他」を選んだ場合は、「その他」の内容が確認できるように簡潔・明瞭に記入してください（１５文字まで。文字数を超えて記入された部分は反映されません。）。

契約の履行内容の全部を第三者へ請け負わせる品目・業種への登録はできません。自社が直接取り扱うことができる物品・業務のみ精選して申請してください。

※次の品目・業種を希望する場合は、それぞれ別様式の調査票等を提出すること。

４７・４９人的警備・建築物環境衛生管理 調査票

３３～３７印刷製本 確認書

（３）用度様式１－３

ア 自社の特色・PR及び主な取扱品（自由記入）

申請に当たり特に強調したいもののみに具体的に記入すること。

会社案内用パンフレット等の添付は御遠慮ください。

イ 障害者雇用の状況（障害者雇用がある場合のみ記入）

従業員５０人以上の事業者は、障害者雇用状況報告書に記載されている障害者雇用率を記入すること。

従業員５０人未満の事業者は、障害者雇用数を記入すること。

いずれも、証明書等の添付は不要です。

ウ 契約実績（該当する場合のみ記入）

申請日前２年間の契約実績のうち１件の契約金額が概ね１５０万円以上の官公庁実績等を記入すること。契約の相手方は官公庁に限りませんが、個人顧客との取引実績まで記入する必要はありません。実績証明書の添付は不要です。

エ 希望業種で必要な登録資格等（該当する場合のみ記入）

法人や個人が保有する登録資格等のうち、入札参加等を希望する物品の取扱い、業務の履行等のために法令上必ず必要なもの、業務等の品質確保に役立つもの等について申告すること。

法人資格についてはそれを証明する書類を必ず添付すること。物品・業務委託等入札参加等資格では建設業の許可は必須条件ではありません。

個人資格については、資格者の数を表に記入し、呉市内の事業所に配属されている資

格者についてのみ資格者証等の写しを添付すること。

オ 予備用紙

用度様式 1 - 3 に書き切れない場合は、適宜、予備用紙の用度様式 1 - 6（必要な登録資格等）を使用してください。

7 添付書類

(1) **登記記載事項証明書**（法人申請者全員提出）

法務局で入札参加申請を行う月の 3 か月前以降に作成されたもの。写し可

(2) **身分証明書**（個人申請者全員提出）

市区町村役場で入札参加申請を行う月の 3 か月前以降に作成されたもの。写し可

契約締結の能力等を証明する書類であり、運転免許証の写し等で代えることはできません。

(3) **印鑑証明書**（申請者全員提出）

（法人）法務局で入札参加申請を行う月の 3 か月前以降に作成されたもの。写し可

（個人）市区町村役場で入札参加申請を行う月の 3 か月前以降に作成されたもの。写し可

(4) **使用印鑑届**（用度様式 2，申請者全員提出）

呉市との契約に係る入札及び見積り、契約の締結等に使用する印鑑を届け出てください。

呉市との契約に係る入札及び見積り並びに契約の締結に関する権限を委任した代理人を選任する場合は委任状の受任者の印と使用印鑑を必ず一致させること。

使用印鑑は実印である必要はありませんが、必ず代表者又は代理人の職名印（「代表取締役之印」「〇〇支社長之印」など）又は氏名印を使用してください。代表者の肩書と印影の職名が食い違う印は使用印鑑として適当ではありません。

会社印（「〇〇株式会社之印」など）を使用印鑑とすることはできません。

(5) **委任状**（用度様式 3，該当する場合のみ提出）

呉市との契約における権限を委任した代理人を選任する場合は提出すること。

委任状の受任者の印と使用印鑑届の使用印鑑は必ず一致させてください。

代理人に呉市との契約に係る入札及び見積り並びに契約の締結に関する権限を委任する場合は、申請書の代理人欄へも記入してください。

(6) **営業所等所在調書**（用度様式 4 - 1・4 - 2，該当する場合のみ提出）

呉市内に本店以外の営業所等（呉市との契約に係る入札及び見積り並びに契約の締結に関する権限を受任した代理人が所属するものに限る。）を有する場合は提出すること。地図用と写真用の 2 枚があります。

(7) **呉市税に係る法人設置届の写し又は所在地証明書等**（該当する場合のみ提出）

営業所等の所在地を確認するため上記の調書に添付すること。法人設置届を行っていない場合は呉市市民税課（呉市役所 3 階）に届け出てください。所在地証明書は同課で取得できます。

(8) **営業上必要とする資格等を証するもの**（登録証、個人資格者証等）（該当する場合のみ提出）

6（3）エの説明を参照

(9) **貸借対照表・損益計算書**（法人申請者全員提出）

直前期 1 事業年度分の写し（A 4 サイズ）を提出すること。申請書記載の売上高等金額を確認するために用います。その他の決算書類は不要です。

連結決算方式を採用されている場合は、申請事業者単独の金額が確認できる書類を提出してください。

(10) **申請書「売上高」確認できる書類**（個人申請者全員提出）

直前期 1 年分の確定申告書の写し（A 4 サイズ）等を提出すること。申請書記載の売上高金額を確認するために用います。その他の決算書類は不要です。

(11) **消費税及地方消費税について未納額のない証明書**（申請者全員提出）

税務署で入札参加申請を行う月の 3 か月前以降に作成されたもの。写し可

（法人）その 3 又はその 3 の 3

（個人）その 3 又はその 3 の 2

新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例猶予を受けている事業者については、

「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その１）」を提出すること。

証明書の交付請求に関する手続きについては、国税庁のホームページを参照。オンラインでの交付請求も可

(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/e-tax/e-tax_on_line.pdf)

(12) **納税に関する誓約書**（呉市税）（用度様式 5，申請者全員提出）

呉市に納税義務がない場合も提出してください。

申請者（本店代表者）が、記名押印（実印）してください。代理人（呉市との契約に係る入札及び見積り並びに契約の締結に関する権限を受任した者に限る。）を選任する場合は、当該代理人の記名押印（使用印）も必要です。代表者及び代理人の住所は個人の住民登録の住所を記入してください。

(13) **返信用封筒**

資格審査の結果通知書を送付するための封筒です。長形 3 号サイズの封筒に申請者の郵便番号・住所・宛名を記入し、84 円切手を貼付した封筒を添付してください。

8 資格審査

入札参加等資格の認定・不認定については、申請事項、その他市長が必要と認める事項を総合審査した結果に基づき決定します。

入札参加等資格がある者として認定された有資格業者は、令和 3～6 年度物品・業務委託等入札参加等有資格業者名簿に登録されます。

有資格業者については、市内業者（呉市内に本店又は代理人（呉市との契約に係る入札及び見積り並びに契約の締結に関する権限を受任した者に限る。）が所属する支店等（印刷業者にあっては、これらに加え呉市内に自らの印刷所）を有する者をいう。以下同じ。）及び市外業者（市内業者以外の者をいう。）に区分します。

9 結果通知

入札参加等資格の認定・不認定の結果については、書面により申請者に通知します（返信用封筒により郵送）。

10 資格の有効期間

申請受付期間が属する月の翌々月の 1 日（予定）から令和 7 年 3 月 31 日まで

11 変更等の届出

有資格業者は、申請事項に変更があったときは、入札参加等資格審査申請事項変更届により届け出てください。ただし、呉市内における新たな本店又は営業所等の開設に係る変更事項の届出については、別に定める臨時（追加）の資格審査申請に係る時期においてのみ受け付けるものとします。

12 申請書等の配布場所・方法

(1) 呉市ホームページ (<https://www.city.kure.lg.jp/~yodo/>) に申請書等を掲載します。

(2) 呉市契約課（〒737-8501 呉市中央 4 丁目 1 番 6 号（呉市役所 7 階））で申請書等を配布します。

13 その他

(1) 契約代金及び保証金の請求及び受領に係る振込先口座等については、呉市会計課が登録を行っています。当該事項について未登録又は登録事項に変更がある場合は、別途

「債権者登録申請書」 (<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/16/saikensya.html>) を会計課へ提出してください。

(2) 今回提出された申請書等は、入札参加等資格審査の目的以外には使用しません。呉市個人情報保護条例（平成 19 年条例第 2 号）その他関係法令の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように取り扱います。